



「有難う」 感謝で集める 調査票

あなたも統計調査にたずさわってみませんか！

統計調査員の手引き

原村企画財政課企画係

(電話：0266-79-7942 平日8:30~17:15)

「統計調査員」とは・・・

- 統計調査の際、調査票の配布・回収などを行います。
- 調査対象（世帯や事業所）と直接やりとりする責任ある重要な任務を担います。
- 長年の調査活動等を功績として、国等から表彰される制度もあります。
- 不定期・季節的なお仕事です。
- 「子育て中の方」、「ご年配の方」、「地域に詳しい方」などが活躍しています。

< 目 次 >

	ページ
1 統計調査員の仕事	2
2 統計調査員が担う役割と重要性	3
3 統計調査員の待遇など	4
(1) 統計調査員の身分	
(2) 統計調査員の報酬	
(3) 統計調査員の災害補償	
(4) 統計調査員の義務	
4 統計調査員が関わる統計調査	6
5 申し込みについて	8

【問い合わせ先】

企画財政課企画係（原村役場 1 階）

〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1

電 話：0266-79-7942（直通）

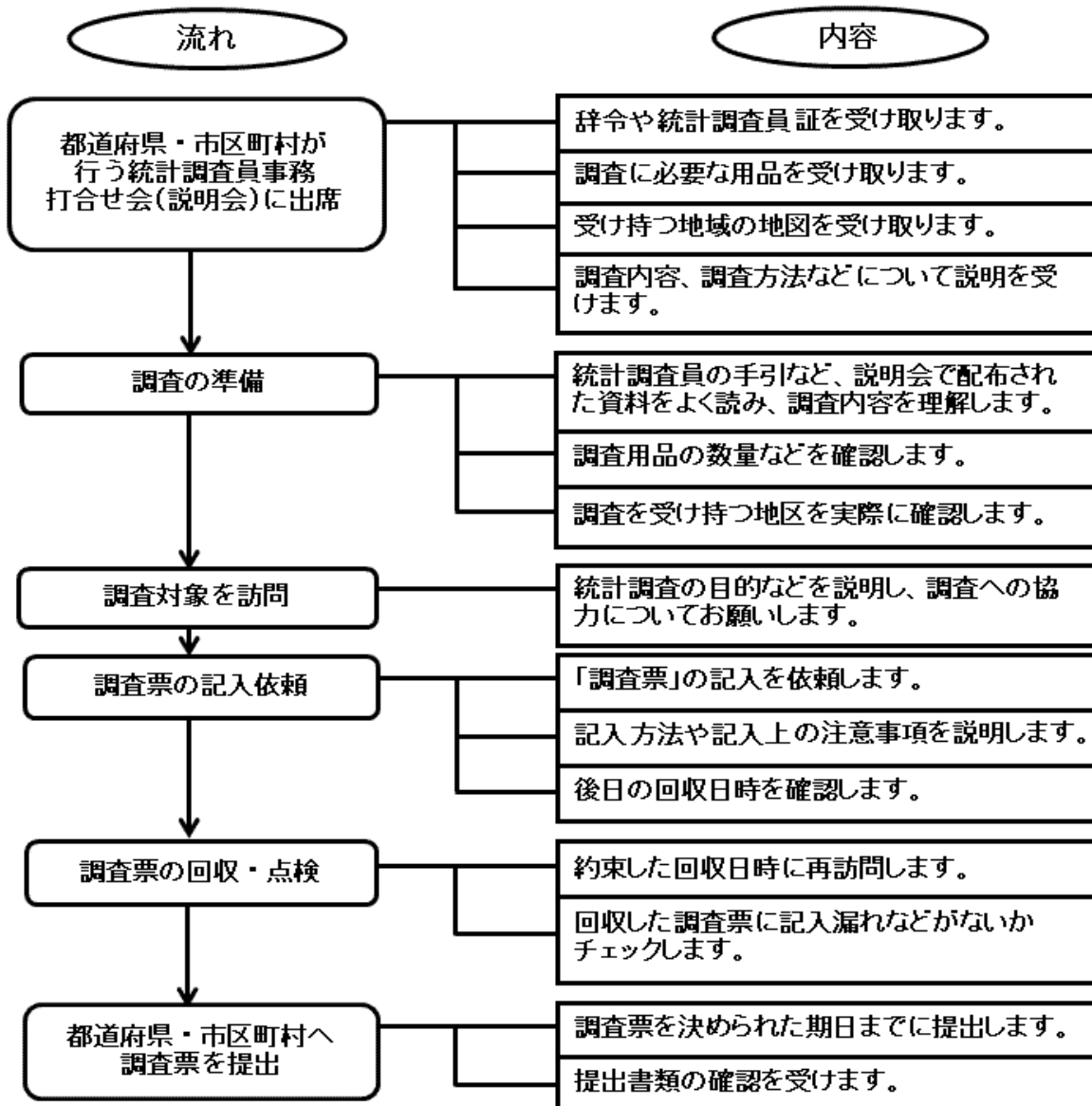
メー ル：kikaku@vill.hara.lg.jp

1 統計調査員の仕事

統計法に基づく基幹統計調査（国勢調査や経済センサスなど）において、調査対象（世帯や事業所など）を訪問し、調査票の配布・回収・点検などを行います。

仕事の流れ

- ① 「統計調査員説明会」への出席
- ② 調査対象の把握
- ③ 調査の説明、調査票の配布
- ④ 調査票の回収・点検
- ⑤ 調査書類の整理・提出



出典：総務省

2 統計調査員が担う役割と重要性

「調査対象（訪問先の世帯・事業所）から調査への理解や協力を得る」役割が一番重要です。丁寧な対応をして、気持ちの良い回答を引き出しましょう！

《解説》

統計調査員は、調査対象にとって“調査の代表者”です。

そのため、丁寧な対応をして信頼され協力を得ることが大切になります。

★一人ひとりの気持ち良い対応で、統計調査の精度は支えられています。



3 統計調査員の待遇など

(1) 統計調査員の身分

調査の都度任命される、国、県または市町村の非常勤の公務員です。

《解説》

◆職務の特殊性から、一般の公務員と異なる扱いがなされており、営利企業の従事制限はないため、ほかに職をお持ちの方でも統計調査員になることができます。

※職種によっては勤務先の下承が必要な場合もあるので、申込み前や調査従事前に勤務先へ確認しておきましょう。

(2) 統計調査員の報酬

統計調査ごと、都道府県・市町村ごとに異なります。
主に、受け持つ調査区数や世帯数、調査票の回収状況等により決まります。

(3) 統計調査員の災害補償

統計調査員には、公務災害が適用されます。
ただし、任命期間中の調査活動による等、条件があります。

《解説》

◆統計調査員は、任命期間中の調査活動で災害（例えば転倒事故）に遭った場合、法令等の規定に基づき公務災害補償を受けることができます。

※任命期間中の調査活動でも、調査活動以外（回収ついでの買物等）や、自動車による罹災は、公務災害補償認定されないことがあります。



調査活動中、災害（事故）に遭ったら、
すぐに統計担当へお電話ください。

※公務災害の場合の治療費は、ご自身の保険では支払いできませんのでご注意ください。

(4) 統計調査員の義務

統計調査員には、秘密を守る義務があります。
調査で知り得た事柄を他人に漏らした場合、**罰則が適用されます。**

統計調査員には、守秘義務（調査内容や知り得た事実を外部に漏らさないこと）があります。（統計法第41条第5号）

※守秘義務は、統計調査員を辞めた後でも適用されます。

→ 調査対象は、他人に知られたくない事項にも安心して回答できます。

《解説》

◆統計調査員が秘密を漏らした場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等、統計法第57条第2号、第59条等の規定のとおり処罰されます。

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1～4（略）

5 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1（略）

2 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第59条 第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 統計調査員が関わる統計調査

※年によって実施する調査が異なります。

主な統計調査

令和7年1月現在

統計分野	統計調査名	周期	対象・内容
人口・世帯	国勢調査	5年	わが国に住んでいる（居所とする）人、世帯 が対象。 人口や世帯の実態を明らかにする最も基本的な調査。 <u>次回は、令和7年(2025年)10月。</u>
住宅・土地	住宅・土地統計調査	5年	世帯等 が対象。 わが国の住宅と世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、現状と推移を明らかにする調査。 <u>次回は、令和5年(2023年)10月。</u>
家計	全国家計構造調査	5年	世帯 が対象。 家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。 <u>次回は、令和6年9月～11月。</u>
企業・経済	経済センサス －基礎調査	5年	全事業所 が対象。 基本的な構造（事業所及び企業の活動の状態、産業や従業者規模別等）を明らかにする調査。 <u>次回は、令和4年。</u>
	経済センサス －活動調査	5年	全事業所 が対象。 基礎調査を基にして、企業及び事業所の経済活動状態（経理項目等）を明らかにする調査。 <u>次回は、令和8年(2026年)6月。</u>
労働	就業構造基本調査	5年	15歳以上の世帯員 が対象。 就業及び不就業の実態をより詳細に把握する調査。 <u>次回は、令和4年(2022年)10月。</u>

その他の調査

調査手法の検証をする「試験調査」や、国・県が直接行うなど村を経由しない統計調査もあります。

5 申し込みについて

統計調査員が不足する際にお声がけをさせていただく“候補者”を募集しています。登録を希望される方は、「原村統計調査員申込書」を記入の上、企画係へ直接ご持参ください。

また、以下のとおり統計調査員になるための条件がありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

《統計調査員になる条件》

- 原則、村内に住している 20 歳以上の方
 - 税務や警察の事務に直接関係のない方（※）
 - 公職の候補者の選挙活動に直接関係のない方（※）
 - 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
 - 職務上、知り得た秘密の保護等に関し、十分信頼のできる方
- ※調査により条件は異なります。